

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号） 新旧対照条文（抄）
労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第百六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（審査及び仲裁） 第八十五条（略） ②④（略） ⑤ 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の完成猶予及び更新に關しては、これを裁判上の請求とみなす。</p>	<p>（審査及び仲裁） 第八十五条（略） ②④（略） ⑤ 第一項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第二項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。</p>